資料４

草津市協働のまちづくり条例　全体構成

前文

第１章
総則
- 目的
- 定義
- 基本原則

第２章
各主体の役割
- 市民の役割
- まちづくり協議会の役割
- 基礎的コミュニティの役割
- 市民公益活動団体の役割
- 教育機関の役割
- 中間支援組織の役割
- 市の役割

第３章
まちづくり協議会
- 認定要件
- 認定の申請
- 認定の取消し
- まちづくり協議会の活動の推進
- 個人情報の提供
- 地域まちづくり計画の策定および公表

第４章
基礎的コミュニティ
- 基礎的コミュニティへの参加促進
- 基礎的コミュニティの活性化

第５章
市民公益活動団体
- 市民公益活動の推進
- 市民公益活動団体の活性化

第６章
教育機関
- 教育機関の活用

第７章
中間支援組織
- 中間支援組織の指定

第８章
市の取組
- 協働事業の推進
- 推進計画の策定
- 推進体制の整備
- 人材育成

第９章
草津市協働のまちづくり・市民参加推進評価委員会
- 委員会への諮問

第１０章
雑則
- 委任